

令和2年度 周南市市民参画推進審議会 答申書

令和2年11月

周南市市民参画推進審議会（第7期）

はじめに

平成19年4月に施行された周南市市民参画条例（以下「条例」という。）は、市民が主体的に市政に参画するために必要な基本的事項を定め、協働のまちづくりを進めていくための基本ルールとして位置づけられています。

本審議会は、条例施行時から毎年度市長の諮問を受け、市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項等について継続した審議を行い、評価や意見を述べることにより市民参画の推進に努めてきました。

これまでに本審議会では市民一人ひとりが自分たちのまちに関心を持つことが、市民参画の推進、ひいては本市の行政運営に欠かせないことを指摘してきたところですが、「第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画」では、まちづくりの基本的な視点として「シビックプライドを育むまちづくり」が掲げられ、自分たちのまちに魅力を感じ、まちに愛着を持つことは、市政やまちづくりに参画する原動力となることを明確に打ち出されたと考えています。

本審議会ではさらなる市民参画の推進を目指し、市長からの諮問事項に対し、「令和元年度周南市市民参画実施状況報告書」に基づき、市が行う市民参画の実施状況等について審議・検討を行ったのでここに答申します。

令和2年度 諮問事項

- (1) 周南市市民参画条例の運用状況及び市民参画の推進について
 - ア この条例の運用状況に関する事項
 - イ 市民参画の実施状況の評価に関する事項
 - ウ 市民参画の方法の研究及び改善に関する事項

◆令和2年度諮問事項に対する答申

市民参画実施状況について、令和元年度周南市市民参画実施状況年次報告書に基づき、次の6つの視点により、評価・検討を行いました。

1. 市民参画の対象となる施策について、適正に市民参画を実施したか
2. 第6条第5項の規定による報告を行ったか
3. 市民参画の実施にあたり、開催及び開催記録の公表を適切に行ったか
4. 審議会等の委員公募及び会議の公開に努めたか
5. 市の機関は、市民参画の機会を積極的に設けるよう努めたか
6. 市の機関は、市民の意向を的確に把握し、施策に反映させるよう努めたか

ア この条例の運用状況に関する事項

市民参画条例の規定を遵守し運用しているものと認めます。

イ 市民参画の実施状況の評価に関する事項

市民参画の対象として規定されている施策については、適正に市民参画の機会を提供しているものと認めます。また、市民参画にあたって、開催や結果の公表、委員の公募、会議の公開についても、適切に行われていると認めます。

市民参画の実施が必ずしも定められていない施策については、34件の市民参画が実施されていますが、この件数が十分であるかは、委員の評価が分かれるところです。市民参画が義務付けられていない施策についても、より一層市民参画の機会提供に努めてください。

ウ 市民参画の方法の研究及び改善に関する事項

市民参画の方法やその実施内容に関する自己評価にあたっては、その実施結果に対する妥当性や効果を検証し、改善すべき点を見つけ、具体的な改善策を明確にするなど、評価方法の改善が望まれます。

令和2年度において、「市民の声を聞く課」の新設や提言箱が増設されるなど、市民が市政全般に対して、提言や意見を出しやすい環境が整備されています。さらなる市民参画の推進に向けて庁内の推進体制の強化及びその実践を図ってください。

◆市民参画の更なる推進に向けての意見

本市の市民参画の更なる推進に向けて、次の通り意見を付することとしたので、今後の市民参画の推進にあたり配慮してください。

1. 担当課における評価の改善

○自己評価にあたっては、何が良くて、何が悪くて、今回の結果又は評価となったのか、その理由や根拠を明確にしてください。

○意見の提出数や参加人数が少ない場合は、その実施方法が適切であったか、より良い施策等につながっているか評価をすることが難しく、意見の提出数や参加人数について、あらかじめ目標値を設定することで、自己評価が行い易くなるものと考えます。

○担当課の自己評価を基に評価を行っているが、審議にあたり、実施された施策・事業の内容や、会議等の公開から意見の反映までの具体的な市民参画の実施内容を把握するため、必要に応じて、ヒアリングを実施すべきと考えており、担当課においては、その対応について協力をお願いします。

2. 新たな市民参画の手法について

○新型コロナウイルスの影響により、オンライン上で会議等を開催することが一般的になっており、オンラインでの市民説明会の開催などを検討すべきと考えます。

○これまでも提言しているSNS等を活用した情報発信については、引き続き行ってください。

○他の自治体の先行事例を参考にするなど、新たな市民参画の手法の研究に努めてください。

3. 市民参画事業の普及

○市民にとって、市民参画が敷居の高いものとなっていることや、市政への関心の低さが問題であり、市が熱心に取り組んでいたとしても、質の良い市民参画にはつながらないことから、市民が関心を持たない原因を追究し、改善策を講じるべきです。

○人目につきやすい場所での広報活動や会議の開催など、市民参画を身近なものとして感じてもらえる取組も必要です。

○若い世代への市民参画の意識の定着を目指すならば、固い言葉を並べるのではなく、分かりやすい表現が不可欠であると考えます。また、若者に特化した市民参画や、市民が市政に参加する先進地の研究も必要であると考えられます。

おわりに

日本全体が、少子高齢・人口減少社会へと移行し社会課題も多様化・複雑化し、さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受け、社会環境が大きく変化しています。こうした中、持続可能な社会の実現を目指すために、市民と行政の協働による取組の重要性はさらに増していくと考えられます。

そのためには、条例の前文にもあるとおり、「市民に身近なことは市民が参画し、その責任において決め、解決しよう」、「自分たちの地域社会は自分たちで治めよう」という自治意識の成熟が求められます。

幸いにも本市は、平成19年4月に条例を施行し、市政に市民が参画できる環境が整っており、常に市民参画の推進に向けて審議会の意見等を取り入れながら着実に取組みが進められてきました。

最近の取組として、市民の声を聞く課の設置や、提言箱の増設により、市民の声が市政に届きやすくなりました。自分の意見が聞いてもらえる、さらには市政に反映されることは、市民の関心を高め市民参画に繋がるもので評価できます。

しかしながら、市民参画の取組や意識の向上にゴールは無く、これからも試行錯誤を繰り返し、さらなる市民参画の推進に向けて、市民、議会、行政が市民参画の意義を理解し、自治において果たすべき役割責務を認識していく必要があります。

本市の市民参画の取組が、時代の変化に取り残されることなく、市民に寄り添いながら機をとらえて柔軟に対応し、市民と行政が力を合わせて、豊かで輝きにみちた周南市を創造していく事を期待します。

令和2年11月30日

周南市市民参画推進審議会

会長 酒井 徹也